

改正後	現 行
<p>(趣旨) 第1条 知事は、国の中小企業省力化投資補助金<カタログ注文型>を活用して省力化や生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者等（以下「事業実施主体」という。）の負担を軽減しDX投資を促進するため、事業実施主体が要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。</p> <p>(定義) 第2条 この要綱において、「事業実施主体」、「国補助事業」、「国補助金」、「国事務局」とは、次の各号の定めるところによる。 (1) 「事業実施主体」とは、国が公募を行う中小企業省力化投資補助金<カタログ注文型>について、国の額の確定を受けた大分県内に事業所を置く中小企業・小規模事業者等をいう。 (2) 「国補助事業」とは、中小企業省力化投資補助金<カタログ注文型>事業をいう。 (3) 「国補助金」とは、中小企業省力化投資補助金<カタログ注文型>をいう。 (4) 「国事務局」とは、独立行政法人中小企業基盤整備機構をいう。</p>	<p>(趣旨) 第1条 知事は、国の中小企業省力化投資補助金_____を活用して省力化や生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者等（以下「事業実施主体」という。）の負担を軽減しDX投資を促進するため、事業実施主体が要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。</p> <p>(定義) 第2条 この要綱において、「事業実施主体」、「国補助事業」、「国補助金」、「国事務局」とは、次の各号の定めるところによる。 (1) 「事業実施主体」とは、国が公募を行う中小企業省力化投資補助金_____について、国の額の確定を受けた大分県内に事業所を置く中小企業・小規模事業者等をいう。 (2) 「国補助事業」とは、中小企業省力化投資補助金_____事業をいう。 (3) 「国補助金」とは、中小企業省力化投資補助金_____をいう。 (4) 「国事務局」とは、独立行政法人中小企業基盤整備機構をいう。</p>
<p>第3条（略）</p>	<p>第3条（略）</p>
<p>(補助事業の交付申請期間) 第4条 事業実施期間は、令和6年6月24日から令和8年1月30日までとする。</p> <p>(補助金の交付申請及び実績報告) 第5条 規則第3条第1項の規定による交付申請及び規則第12条の規定による実績報告は、補助金交付申請書及び実績報告書（第1号様式）によるものとし、補助金の交付を受けようとする者は、電子申請の方法により、次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。 (1) 国補助金に係る書類（交付申請書類、交付決定通知、額の確定通知）の写し (2) 誓約書（第2号様式） (3) <u>国補助金</u> において「大幅な賃上げを行う場合」に該当する場合、国に提出した賃上げに関する書類（賃金台帳等）の提出を求めることがある。 (4) その他知事が必要と認める書類</p> <p>2 第1項による申請が電子による方法により難しい場合は、郵送による申請も可能とする。</p>	<p>(補助事業の交付申請期間) 第4条 事業実施期間は、令和6年6月24日から令和7年1月31日までとする。</p> <p>(補助金の交付申請及び実績報告) 第5条 規則第3条第1項の規定による交付申請及び規則第12条の規定による実績報告は、補助金交付申請書及び実績報告書（第1号様式）によるものとし、補助金の交付を受けようとする者は、電子申請の方法により、次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。 (5) 国補助金に係る書類（交付申請書類、交付決定通知、額の確定通知）の写し (6) 誓約書（第2号様式） (7) <u>別表1補助上限額</u>において「大幅な賃上げを行う場合」に該当する場合、国に提出した賃上げに関する書類（賃金台帳等）の提出を求めることがある。 (8) その他知事が必要と認める書類</p> <p>2 第1項による申請が電子による方法により難しい場合は、郵送による申請も可能とする。</p>
<p>第6条～第10条（略）</p>	<p>第6条～第10条（略）</p>
<p>附則 この要綱は、令和6年6月24日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、令和7年1月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。</p>	<p>附則 この要綱は、令和6年6月24日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、令和7年1月1日から施行する。</p> <p>_____</p>

別表1（第3条関係）

従業員数、補助上限額（通常・大幅な賃上げを行う場合）、補助額（通常・大幅な賃上げを行う場合）及び補助対象経費

従業員数	補助上限額		補助額		補助対象経費
	通常	大幅な賃上げを行う場合※	通常	大幅な賃上げを行う場合※	
5人以下	66万6千円	150万円	国補助金の確定額の1/3以下	国補助金の確定額の1/2以下	国補助金の対象経費（機械装置・システムの導入・借用に要する経費（リース料を含む））
6～20人	166万6千円	375万円			
21人以上	333万3千円	750万円			

※国補助金において「大幅な賃上げを行う場合」の補助上限が適用された場合に、「大幅な賃上げを行う場合」の補助上限、及び補助額を適用する。

第1号様式（略）

県補助金交付申請及び実績報告額算出式

（単位：円）

【通常】

〈従業員数5人以下の場合〉
 申請可能額 = $\frac{\text{国補助金の確定額}}{3} \leq 666,000$

〈従業員数6人以上20人以下の場合〉
 申請可能額 = $\frac{\text{国補助金の確定額}}{3} \leq 1,666,000$

〈従業員数21人以上の場合〉
 申請可能額 = $\frac{\text{国補助金の確定額}}{3} \leq 3,333,000$

【大幅な賃上げを行う場合】

〈従業員数5人以下の場合〉
 申請可能額 = $\frac{\text{国補助金の確定額}}{2} \leq 1,500,000$

別表1（第3条関係）

従業員数、補助上限額（通常・大幅な賃上げを行う場合）、補助率（通常・大幅な賃上げを行う場合）及び補助対象経費

従業員数	補助上限額		補助率		補助対象経費
	通常	大幅な賃上げを行う場合※	通常	大幅な賃上げを行う場合※	
5人以下	66万6千円	150万円	1/6以下	1/4以下	国補助金の対象経費（製品本体価格・導入経費）
6～20人	166万6千円	375万円			
21人以上	333万3千円	750万円			

※国補助金において「大幅な賃上げを行う場合」の補助上限が適用された場合に、「大幅な賃上げを行う場合」の補助上限、及び補助率を適用する。

第1号様式（略）

県補助金交付申請及び実績報告額算出式

（単位：円）

【通常】

〈従業員数5人以下の場合〉
 申請可能額 = $\frac{\text{補助対象経費}}{6} \leq 666,000$

〈従業員数6人以上20人以下の場合〉
 申請可能額 = $\frac{\text{補助対象経費}}{6} \leq 1,666,000$

〈従業員数21人以上の場合〉
 申請可能額 = $\frac{\text{補助対象経費}}{6} \leq 3,333,000$

【大幅な賃上げを行う場合】

〈従業員数5人以下の場合〉
 申請可能額 = $\frac{\text{補助対象経費}}{4} \leq 1,500,000$

<p>〈従業員数 6 人以上 20 人以下の場合〉 申請可能額 = $\frac{\text{国補助金の確定額}}{2} \leq 3,750,000$</p> <p>〈従業員数 21 人以上の場合〉 申請可能額 = $\frac{\text{国補助金の確定額}}{2} \leq 7,500,000$</p> <p>申請可能額（千円未満切り捨て）= <u>県補助金交付申請及び実績報告額</u> 第 1 号様式の「3 県補助金交付申請兼実績報告額」にご記入ください。</p>	<p>〈従業員数 6 人以上 20 人以下の場合〉 申請可能額 = $\frac{\text{補助対象経費}}{4} \leq 3,750,000$</p> <p>〈従業員数 21 人以上の場合〉 申請可能額 = $\frac{\text{補助対象経費}}{4} \leq 7,500,000$</p> <p>申請可能額（千円未満切り捨て）= <u>県補助金交付申請及び実績報告額</u> 第 1 号様式の「3 県補助金交付申請兼実績報告額」にご記入ください。</p>
<p>第 2 号様式～第 4 号様式（略）</p>	<p>第 2 号様式～第 4 号様式（略）</p>
<p>第 5 号様式（第 10 条関係）</p> <p style="text-align: center;">大分県省力化・生産性向上支援補助金（省力化投資）返還等届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>大分県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所 名 称 代表者の役職・氏名 〔 担当者氏名 連 絡 先 〕</p> <p>中小企業省力化投資補助金 <u><カタログ注文型></u>（国補助金）の返還または収入等の納付を行いましたので、大分県省力化・生産性向上支援補助金（省力化投資）交付要綱第 10 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 国補助金の返還または収入等の納付事由</p> <p><input type="checkbox"/> 消費税等仕入控除税額の確定に伴う国補助金の返還</p> <p><input type="checkbox"/> 交付決定の取り消し等に伴う国補助金の返還</p>	<p>第 5 号様式（第 10 条関係）</p> <p style="text-align: center;">大分県省力化・生産性向上支援補助金（省力化投資）返還等届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>大分県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所 名 称 代表者の役職・氏名 〔 担当者氏名 連 絡 先 〕</p> <p>中小企業省力化投資補助金 _____（国補助金）の返還または収入等の納付を行いましたので、大分県省力化・生産性向上支援補助金（省力化投資）交付要綱第 10 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 国補助金の返還または収入等の納付事由</p> <p><input type="checkbox"/> 消費税等仕入控除税額の確定に伴う国補助金の返還</p> <p><input type="checkbox"/> 交付決定の取り消し等に伴う国補助金の返還</p>

<p><input type="checkbox"/> 取得財産の処分に伴う国補助金の返還</p> <p><input type="checkbox"/> 取得財産等の処分に伴う収入の納付</p> <p><input type="checkbox"/> 収益納付に伴う国補助金相当額の納付</p> <p>2 国補助金の返還額または収入等の納付額</p> <p>_____ 円</p> <p>3 国事務局への送金日</p> <p>年 月 日</p>	<p><input type="checkbox"/> 取得財産の処分に伴う国補助金の返還</p> <p><input type="checkbox"/> 取得財産等の処分に伴う収入の納付</p> <p><input type="checkbox"/> 収益納付に伴う国補助金相当額の納付</p> <p>2 国補助金の返還額または収入等の納付額</p> <p>_____ 円</p> <p>3 国事務局への送金日</p> <p>年 月 日</p>
---	---